

日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 三戸風力発電事業 環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和 6 年 9 月 1 9 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 三戸風力発電事業
環境影響評価方法書について、日本風力エネルギー株式会社に対し環境保全の観点
から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、
その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県三戸郡三戸町及び新郷村
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 6 7, 2 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 配 慮 書 受 理	令和 3 年 9 月 2 1 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 3 年 1 2 月 2 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和 3 年 1 2 月 1 0 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 6 年 3 月 2 8 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 6 年 5 月 2 8 日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	令和 6 年 8 月 2 6 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 6 年 9 月 1 9 日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、中村
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 (直通)

(別紙)

日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 三戸風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺では、モリアブラコウモリ、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ等の生息が確認されていることから、専門家の助言を踏まえ必要に応じて調査の追加や見直しを検討するとともに、動物の調査に当たっては、適切な調査地点及び時期を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 魚類の調査について、対象とする種の特性も踏まえ、適切な調査時期を設定すること。
3. 植物の調査に当たっては、適切な踏査ルート設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)